

## 第 521 回愛知地方最低賃金審議会 議事録

日 時 令和 7 年 8 月 5 日(火) 午後 2 時 00 分～午後 2 時 42 分

場 所 名古屋合同庁舎第 2 号館 3 階 共用大会議室

出 席 者

(公益代表委員) 中山会長、鈴木会長代理、長谷川委員、水野委員(渡辺委員欠席)

(労働者代表委員) 安藤委員、上野委員、寺田委員、松下委員、松村委員

(使用者代表委員) 岡安委員、古閑委員、竹内委員、堀江委員、安田委員

(事務局) 小林労働局長、高橋労働基準部長、佐野賃金課長、  
佐藤主席賃金指導官、名倉課長補佐、松永専門監督官、  
水谷賃金指導官、白川賃金指導官、久保賃金調査員、丹下賃金調査員

議 題 (1) 愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について

(2) 愛知県の特定最低賃金の改正決定について

(3) その他

### 議 事

#### ○白川賃金指導官

審議会開催にあたり事務局よりご案内いたします。

本日の審議会は、報道機関等の冒頭の撮影、冒頭の局長挨拶時の撮影及び特質問文手交時の撮影の 3 点の場所での撮影を予定しております。それ以外の場所での撮影はご遠慮いただくようお願いいたします。

審議会の開会は、冒頭の撮影終了後といたします。

それでは、これより撮影を可能といたします。撮影される方は、撮影される場所へ移動していただき撮影を行ってください。

(冒頭撮影)

#### ○白川賃金指導官

そろそろ撮影を終了とさせていただきますが、よろしかったですか。撮影を終了とさせていただきます。

(撮影終了)

#### ○白川賃金指導官

この後、小林労働局長からの挨拶があるため、撮影される報道機関の方は指定の場所へご移動をお願いいたします。

(撮影者の移動を確認)

○白川賃金指導官

それでは開催にあたりまして、小林労働局長よりご挨拶させていただきます。

○小林労働局長

労働局長の小林でございます。本日はお忙しい中、また非常に暑い中、本審議会にご参加いただきまして本当にありがとうございます。また、委員の皆様方におかれましては、日頃より労働行政に多大なご協力を賜っておりますこと、この場を借りて厚くお礼申し上げます。

本日の議題でございますけれども、愛知県の特定最低賃金にかかる改正決定の必要性の有無に係る答申と、改正決定についての諮問でございます。当初は令和7年度の愛知県最低賃金につきましても答申をいただくことを予定していたところですございますけれども、中央最低賃金審議会での審議が長引きまして、この間、愛知県最低賃金を具体的に審議する専門部会を開催することができなかつたことにより、答申が間に合わなかったものでございます。

専門部会の委員をはじめとした皆様方には多大なるご迷惑をおかけしたことにつきまして、この場を借りてお詫びを申し上げます。

一方、特定最低賃金の改正の必要性に関する答申につきましては、検討小委員会において、これまで慎重に審議を重ねていただいたことによるものでございまして、委員の皆様に対しまして心より感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

この後、中山会長から答申をいただくわけでございますけれども、いただいた後、特定最低賃金の改正決定に係る諮問をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、例年より答申が遅れてございます。令和7年度地域別最低賃金額改定の目安につきましては、昨日示されたところでございます。今回の引上げ額の目安でございますけれども、愛知県を含むAランクの都道府県は63円となってございます。目安の答申内容等につきましては、後程担当者から説明をさせていただきますけれども、委員の皆様方におかれましては、当地におきます経済、雇用の実態を踏まえつつ目安の答申も参考していただき、最低賃金の改定に向けて引き続きご審議を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますけれども、私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○白川賃金指導官

ありがとうございました。

それでは、報道機関の方の撮影はここまでとさせていただきます。撮影を終了していただき、お席に戻っていただきますようお願いいたします。

(撮影終了)

○白川賃金指導官

それでは、第 521 回愛知地方最低賃金審議会を開催いたします。以後、着座にて失礼いたします。

本日の資料につきましては、会議次第に合わせまして資料目次記載の 1 から 3 の資料をお配りしております。ご確認いただきますようお願い申し上げます。よろしいでしょうか。

それでは、以降の議事進行を中山会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○中山会長

それでは、ただ今より第 521 回愛知地方最低賃金審議会を始めます。事務局は委員の出席状況について報告をお願いします。

○白川賃金指導官

委員の出欠状況でございますが、公益代表委員は渡辺道彦委員がご欠席され 4 名のご出席、労働者代表委員は 5 名全員がご出席、使用者代表委員は 5 名全員がご出席となっております。本日は 14 名の委員がご出席されているため、委員総数の 3 分の 2 以上となり、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数を満たしていることを併せてご報告いたします。

○中山会長

ただ今、事務局より本審議会は定足数を満たしている旨の報告がありました。次第に従いまして、これから議事を進めていきたいと思います。

議題(1)「愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」です。

愛知地方最低賃金審議会検討小委員会報告について、検討小委員会の長谷川委員長からご説明をお願いしたいと思います。

○長谷川委員長

皆さま、資料 1をご覧ください。本年度の愛知地方最低賃金審議会検討小委員会は、7 月 3 日に特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る諮問を受けまして、計 3 回開催いたしました。この間、改正の申し出のあった 5 業種、全て労働協

約ケースですが、これにつきまして慎重な審議を行いました。

7月23日の第1回検討小委員会、8月1日の第2回検討小委員会におきましては労使双方の意見一致に至りませんでした。8月4日の第3回検討小委員会におきまして、「愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金」、「愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金」につきましては、「改正の必要性あり」との労使合意に至りました。また、「愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」、「愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」「愛知県自動車（新車）小売業最低賃金」につきましては、「改正の必要性あり」との労使合意に至りませんでした。

以上ご報告いたします。

○中山会長

ありがとうございました。ただ今、長谷川委員長から報告がございましたけれども、労働者側、使用者側からご意見などございますでしょうか。労働者側、何がありますか

（労働者代表委員 特になし）

○中山会長

よろしいですか。使用者側委員は、よろしいですか。

（使用者代表委員 特になし）

○中山会長

それでは、本年度、改正の申し出のありました5業種に係る特定最低賃金の改正決定の必要性の有無については、検討小委員会において慎重にご審議いただいた結果ということを踏まえまして、ただ今、長谷川委員長からご報告のとおり、検討小委員会報告の内容のとおりでよろしいでしょうか。

（全委員に確認、承認）

○中山会長

ありがとうございます。ご承認いただきましたので、愛知労働局長に答申したいと思います。事務局は答申文（案）の用意をお願いします。

（会長確認後、各委員に答申文（案）を配付）

○中山会長

よろしいでしょうか、お手元に来ましたでしょうか。それでは事務局から答申文（案）の読み上げをお願いいたします。

○佐野賃金課長

それでは事務局から読み上げをさせていただきます。

なお、最低賃金名以外の括弧の読み上げは省略させていただきます。

（案）

令和7年8月5日

愛知労働局長

小林 洋子 殿

愛知地方最低賃金審議会

会長 中山 徳良

愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和7年7月3日付け愛労発基0703第2号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙

以下2件の愛知県の特定最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達した。

- 1 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第3号）
- 2 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第6号）

以下3件の愛知県の特定最低賃金について改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかった。

- 1 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第4号）
- 2 愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第5号）
- 3 愛知県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第9号）

答申文（案）は、以上です。

○中山会長

はい、ありがとうございます。ただ今の答申文（案）にご異議ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

（異議なし）

○中山会長

ご異議がないということですので、愛知労働局長に答申したいと思います。事務局は正本の用意をお願いいたします

（会長より局長へ 答申文手交）  
(各委員に答申文を配付)

○中山会長

お手元に来ましたでしょうか。

それでは続きまして、議題（2）「愛知県の特定最低賃金の改正決定について」です。事務局から説明をお願いいたします。

○佐野賃金課長

ただ今、中山会長より令和7年度の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について答申をいただきました。

この答申を受けまして、「改正の必要性あり」とされた鉄鋼業、輸送用機械器具製造業の2業種については、これより愛知労働局長から愛知地方最低賃金審議会長に金額の改正決定についての諮問を行います。

改正決定について諮問いたします業種名を、今から改めて申し上げます。

1. 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金  
(平成20年愛知労働局最低賃金公示第3号)

2. 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金(同公示第6号)  
以上の2業種です。

事務局からの説明は以上です。

○中山会長

はい、ありがとうございます。それでは、特定最低賃金の改正決定について、小林労働局長から質問がございます。よろしくお願ひいたします。

○小林労働局長

それでは質問させていただきます。質問文を読み上げさせていただきます。

愛労発基0805第1号  
令和7年8月5日

愛知地方最低賃金審議会

会長 中山徳良殿

愛知労働局長 小林洋子

最低賃金の改正決定について(質問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

なお、特定最低賃金の2件につきましては、先ほど事務局から説明したとおりでございますので、読み上げを省略させていただきます。以上でございます。

それでは、お渡しをさせていただきます。

(局長より会長へ 質問文手交)

○佐藤主席賃金指導官

報道機関の方、撮影可能になりますのでご準備いただきますよう、お願いします。

( 報道機関 撮影 )

○佐藤主席賃金指導官

よろしいですか。それでは撮影終了となります。席へお戻りいただきますようよろしくお願ひします。

( 撮影終了 )

( 各委員に諮問文を配付 )

○中山会長

よろしいでしょうか。ただ今、小林労働局長から当審議会に対し、愛知県の特定最低賃金2件の改正決定について諮問を受けました。今後、最低賃金法第25条第2項の規定に基づき、特定最低賃金毎に専門部会を設置して、調査審議を行うこととします。

事務局から、特定最低賃金の改正決定に係る専門部会の設置等について説明をお願いいたします。

○佐野賃金課長

事務局から説明します。着座にて失礼いたします。

専門部会は、最低賃金法第25条第2項において、「最低賃金審議会は、最低賃金の改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない」と規定されております。また、最低賃金審議会令第6条により、専門部会の委員は、公労使各側同数とされ、委員数は9人以内と規定されております。労使代表者委員の任命は、関係労使団体の推薦があった候補者のうちから、愛知労働局長が任命することとなっております。

労使代表者委員の推薦に係る公示は、本日より8月19日火曜日までの間といたします。また、最低賃金審議会は、最低賃金の改正の決定についての調査審議を行う場合、関係労使の意見を聞くこととなっており、この2業種の改正につきまして、意見を聞く旨及び意見書を提出すべき旨の公示を、本日から8月26日火曜日までの間、行います。以上となります。

○中山会長

ありがとうございます。ただ今の事務局の説明について、何かご質問等はございませんでしょうか。

( 特になし )

○中山会長

よろしいでしょうか。それでは、特定最低賃金の改正決定について、調査審議を求められましたので、当審議会は、専門部会を置くこといたします。また、委員の推薦に係る公示並びに意見を聞く旨及び意見書を提出すべき旨の公示の実施については、事務局から説明がありましたスケジュールで進めることいたします。事務局の方で、所要の手続を進めていただくようお願ひいたします。

○佐野賃金課長

はい、承知いたしました。

○中山会長

それでは最後に、議題（3）「その他」に入りますが、冒頭にもありましたように、昨日、中央最低賃金審議会におきまして、令和7年度地域別最低賃金の目安額に係る答申が示されておりますので、事務局より答申内容について説明をお願いいたします。

○佐野賃金課長

それでは、事務局から説明させていただきます。

資料の 5 ページからの資料 3「令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」について、令和 7 年 8 月 4 日付で、中央最低賃金審議会長から厚生労働大臣あて目安の答申がありました。

この答申文の記 1 には、目安金額に関し委員の意見の一致をみるに至らなかつたこと、

記 2 には、地方最低賃金審議会の審議に資するため、資料 7 ページにございますが「目安に関する公益委員見解」と、18 ページからになりますけれども「目安に関する小委員会報告」を地方最低賃金審議会に提示することとされております。

記 3 には、地方最低賃金審議会の結果を重大な関心をもって見守り、公益委員見解が十分参照され、自主性の発揮を強く期待すること、

記 4 には、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備が必要であり、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げ原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望すること、

記 5 には、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求ること、

記 6 には、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、生産性向上、事業承継・M&A 等の中小

企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むこと、

記 7 には、経営強化税制、事業承継に係る在り方の検討、産業競争力強化法による税制優遇など、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた強力な後押しがなされること、

記 8、記 9 には、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、きめ細やかな成長投資の後押し等を行い、中小企業・小規模事業者の生産性向上を進めるとともに、地域における消費活動の活性化等を通じ地域経済の好循環を図ること、また、これらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底し、運用の改善を図ること、

記 10、記 11、記 12 には、価格転嫁対策について、下請法改正法、中小受託取引適正化法の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会、中小企業庁、各業所管省庁の執行体制の抜本強化を要望すること、中小企業庁による下請 G メン、公正取引委員会による優越 G メンといった省庁横断的な執行体制の強化、価格転嫁率の低い課題の多い業種を所管する省庁への対応拡大、サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守がされているかの確認と、改善策の検討、価格転嫁率が相対的に低い B to C 事業への課題について消費者に対する転嫁の理解の要望をすること、

最後、記 13 には、「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進することの要望に加え、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じないよう、発注時における特段の配慮を要望すること、

以上 13 項目にわたる答申内容となっております。

続きまして、資料 7 ページ、令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解について説明いたします。

まず、項目の 1 番ですが、目安額の表があります。愛知県を含む A ランクの引上げの目安は 63 円となっています。

続きまして項目 2(1)です。今年度の公益委員見解を取りまとめるにあたって、総合的に審議をした事項がカタカナのアからカまでとなっています。

ア 労働者の生計費、9 ページのイ 賃金、10 ページのウ 通常の事業の賃金支払能力については、後ろになりますけれども、資料の 34 ページから資料を付けております、別添の参考資料にあります、各種統計データに基づいた主に本年度の経済雇用情勢などの認識に係る内容となっております。

資料の 12 ページです。エ 各ランクの引上げ額の目安においては、アからウの経済雇用情勢などを踏まえた本年度の引上げ額の目安の考え方方が示されております。特に資料 12 ページの下から 2 行目になりますが、 労働者の生計費については、消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)は、昨年 10 月から今年 6 月までで平均 3.9% となるなど、昨年に引き続き高い水準となっており、また「頻繁

に購入」する品目、「食料」、「基礎的支出項目」、「1か月に1回程度購入」する品目といった生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価指数も昨年10月から今年6月までの9か月平均が、4.2%から6.7%の高い水準となっているとされ、

続いて13ページの上から5行目に、また、賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果について全体で5%台と33年ぶりの高い水準となつた昨年を上回る結果となっており、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給・加重平均）についても5%台後半の引上げで昨年を上回る水準となっている。さらに、賃金改定状況調査結果第4表における今年の賃金上昇率は2.5%で、昨年を上回り平成14年以降最大のものとなっているほか、第4表における賃金上昇率も3.2%と、昨年を上回る水準の引上げとなっている、などとされる。

資料の13ページ12行目に、通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、景気や企業の利益において改善の傾向にあるなどとされ、資料の同ページ下から12行目に、これらを総合的に勘案し、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目したとあり、同ページ下から4行目に、今年度の各ランクの引上げ額の目安を検討するに当たっては全国加重平均6.0%（63円）を基準として検討することが適当であると考えられると示されています。

続いて同ページ下から1行目から次のページにかけて、各ランクの目安額については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」等において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である、とされ、その上で消費者物価指数のA、B、Cランク間の差は、昨年よりも縮小しているものの、A・BランクよりCランクの上昇率を考慮する必要がある。賃金改定状況調査結果における賃金上昇率はCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっていること、さらに、雇用情勢としてB・Cランクが相対的に良い状況にあること等のデータを考慮する必要があるとされています。

そして、資料14ページの上から13行目に、下位ランクの目安額が上位ランクの目安額を初めて上回ることが適当であり、具体的には、Aランク63円（5.6%）、Bランク63円（6.3%）、Cランク64円（6.7%）とすることが考えられると示されています。

資料の同ページ、オ 政府に対する要望には、先ほどの答申にもありましたけれども、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につながる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望するとされています。

資料16ページ、11行目の力 地方最低賃金審議会への期待等において、目安

は、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。こうした前提の下、次のくだりの部分ですけれども、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等（消費者物価指数の上昇率、最低賃金の引上げによる影響率など）をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることもあります。

また、資料 17 ページですが、さらに（2）として、生活保護水準と最低賃金との比較について、（3）として、最低賃金引上げの影響等について盛り込まれているところです。

資料の 18 ページから中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告につきましては、概略のみ説明いたします。

項目 2 に、労働者側見解として、労働者の生活状況等を勘案すれば、本年度は「誰もが時給 1,000 円」への到達と、生活できる賃金水準の実現に向けてこれまで以上に前進する目安が必要である等の主張がなされ、公益委員見解について、不満の意が表明されています。

また 19 ページからの項目 3、使用者側見解として、規模、業種によっては堅調・好調な企業がある一方、物価高や最低賃金を含む人件費の高騰等分を十分に価格転嫁できている企業はまだ少ない、満足に価格転嫁ができない状況で、全ての企業に適用される最低賃金の過度な引上げは、経営をより一層圧迫しかねない、地域別最低賃金の「発効日」については、各地方最低賃金審議会が実態に即して柔軟に決定することが望ましい等の主張がなされ、公益委員見解について、不満の意が表明されています。

これら意見を踏まえつつ、結果、先ほど説明いたしました 5 ページからの資料 3 の目安答申内容となっております。

事務局からの説明は以上でございます。

○中山会長

ありがとうございます。

愛知地方最低賃金審議会におきましては、ただ今説明がありましたが、当該目安に係る答申を重要な参考資料といたしまして、また、愛知県の経済情勢や賃金動向等を踏まえて、現下の最低賃金を取り巻く状況、最低賃金法の趣旨等も踏まえまして審議すべきものと理解しています。

具体的な改正審議につきましては、愛知県最低賃金専門部会において行われることとなっております。そこで適切な審議が行われますよう、労使各委員のご理

解とご協力をお願いいたします。

このほか、「その他」として、何かございますでしょうか。使用者側、労働者側何かあればお願いします。

(特になし)

○中山会長

なければ、事務局から連絡等はありますでしょうか。

○佐藤主席賃金指導官

事務局からお伝えいたします。

次回、第522回愛知地方最低賃金審議会は、8月21日(木)午前10時より、会場は、KKRホテル名古屋「福寿の間」で開催いたします。

よろしくお願ひいたします。

○中山会長

それでは以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。第521回愛知地方最低賃金審議会を閉会といたします。本日は、お疲れ様でした。ありがとうございました。

(令和7年8月5日) 第521回愛知地方最低賃金審議会 議事録